

## ? ちょっと疑問なのですが…

### Q 罪を犯した人を地域で受け入れることに不安があります。

当センターが矯正施設等入所中から本人と面談を積み重ね、対象者の特性、犯罪の背景、支援者の有無、医療ニーズ等を考慮して福祉サービスや社会資源が利用できるよう調整します。

施設入所後も定着が一定期間継続してフォローアップを行い、施設や支援機関の皆さんと一緒に対象者の安定した生活をバックアップします。

### Q 罪を犯すような人を福祉で支援する必要があるのですか？

必要な時期に適切な福祉支援に繋がらなかったことから、犯罪に至ってしまった方や、今までの成育歴に於いて、いじめや虐待、犯罪被害者であったり、罪を犯さざるをえなかった生活環境であったりなど、様々な背景を抱えている方も少なくありません。

「犯罪者」としてではなく一人の人として目を向けていただけたとき、福祉の支援が必要であることがご理解いただけると思います。

「怖い」「悪い人」「いやだ」等のお気持ちやマイナスなイメージをお持ちになることも分かります。だからこそ、私たちと一緒に向きあってはいただけないでしょうか。



社会福祉法人 光風会

山梨県地域生活定着支援センター

誰もが  
その人らしく暮らせる  
地域社会を  
目指して

社会福祉法人 光風会 山梨県地域生活定着支援センター

Tel 0553-33-2747 Fax 0553-32-2498

E-mail [chiikiteicyaku@koufuukai-yamanashi.or.jp](mailto:chiikiteicyaku@koufuukai-yamanashi.or.jp)

〒404-0045 山梨県甲州市塩山上塩後409番地

開所日・時間

月曜日から土曜日までの6日間 午前8時30分～午後5時30分  
(ただし日曜日、国民の祝日は必要に応じて開所)



## 地域生活定着支援センターとは？

刑務所などの矯正施設には、福祉的支援が必要な高齢者や障害者が収容されています。しかし、出所して地域生活を始めても、適切な支援に繋がることがないまま再犯を繰り返し、矯正施設に戻ってしまう現状があります。地域生活定着支援センターは、保護観察所と連携して、矯正施設に入所中から、退所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握、帰住予定地の地域生活定着支援センターとの連絡等により事前調整を行う等の矯正施設所在地において果たす役割と、退所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行う、帰住予定地における役割等の2つを併せ持ちます。

司法と福祉の架け橋となり、関係機関と連携を取りながら支援を行っています。



## 支援対象者

- 1 高齢(概ね65歳以上)、または障がいがあること。
- 2 釈放後に住むところがないこと。
- 3 釈放された後に健全な生活態度を保持し、自立した生活を営む上で、福祉サービス等利用が必要と認められること。
- 4 本人が支援を受けることに同意し、希望していること。

※原則すべての要件を満たす必要がありますが、場合によってはこの限りではありません。



## 地域生活定着支援センターの業務

### 1 コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う

対象者と面会し、ニーズの把握や必要な福祉サービスを確認

居住地等の選定、福祉サービス利用の調整、それに伴う手続き

必要に応じた各障害者手帳取得・介護サービス利用等の手続き

等

### 2 フォローアップ業務

コーディネート業務により、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う

行政手続き等(住所変更や生活保護申請等)に同行し、必要手続き

生活環境を整えるため、病院受診や買い物等に行き支援

福祉施設や事業所等からの相談対応

等

### 3 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと、及び釈放後、必要な援助等を継続的に行う

### 4 相談支援業務

高齢又は障害のある犯罪をした者等のうちセンターが福祉的な支援を必要とする者等の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う

### 5 地域のネットワーク構築と連携促進業務

保護観察所や矯正施設、受け入れ先となる関係機関による会議等に参加し、情報交換やケース検討等、連携しながら支援を行える体制づくりに努めます。また、罪を犯した高齢者・障がい者に対する地域の理解や関係機関とのネットワーク構築のため、会議や研修会の開催、関係機関主催の会議への参加、講師依頼の対応等も行ってまいります。

※ ① および ③ に関しては保護観察所からの依頼が必須です。